

糸教学 第513号
令和7年 6月2日

保護者の皆様、教職員の皆様へ

糸満市教育委員会
教育長 屋良 朝俊
(公印省略)

糸満市立小中学校教職員と児童生徒・保護者間のSNS等の適切な利用に関するガイドラインの制定について（通知）

日頃より、本市の教育活動にご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、近年、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）は、私たちの生活において身近なコミュニケーションツールとなっています。その利便性の一方で、教育現場においては、教員と児童生徒・保護者間でのSNS利用に関して、以下のような様々な課題や懸念が指摘されています。

そのため本市教育委員会ではこれらの課題を踏まえ、別紙の通り、児童生徒の健全な育成、教員の職務の円滑な遂行、そして学校と家庭のより良い連携を維持するため、教職員と児童生徒・保護者間でのSNSや電子メール等による個人的な連絡を原則禁止いたします。今後については、「糸満市立小中学校教職員と児童生徒・保護者間のSNS等の適切な利用に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）に制定し、本ガイドラインに沿って対応いたします。なお、本ガイドラインの概要につきましては、別紙に記載しております。

今後とも、学校と家庭が連携し、子どもたちが安心して学び、成長できる環境を築いていけるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

【教職員と児童生徒・保護者間でのSNS利用に関する課題や懸念事項】

(1) 公私の区別の曖昧化

SNS上のやり取りは、学校という公的な場での関係性を逸脱し、教員のプライベートな時間が不必要に侵食される可能性があります。

(2) 誤解や憶測の発生

短文でのやり取りが中心となるSNSでは、意図しない誤解が生じやすく、それが児童生徒・保護者間や学校への不信感につながる恐れがあります。

(3) 情報漏洩のリスク

個人的なやり取りの中で、学校運営に関わる情報や児童生徒の個人情報が意図せず外部に漏洩するリスクが考えられます。

(4) ハラスメントの発生

教員に対する不適切な要求や誹謗中傷など、ハラスメントにつながる事例も報告されています。

(別紙)

糸満市立小中学校教職員と児童生徒・保護者間のSNS等の適切な利用に関するガイドラインの概要

1. 教職員個人のSNS等アカウントでの連絡の原則禁止

教職員と児童生徒・保護者間での個人的なSNSアカウント（LINE、X（旧Twitter）、Facebook、Instagramなど）や電子メール等を用いた連絡は、原則として禁止といたします。

2. 学校指定の連絡手段の方法

学校からの連絡や保護者からの連絡は、学校が指定する連絡先、または学校が公式に運用する連絡ツール（学校代表メール、連絡用アプリメール）等をご利用ください。

3. 情報公開の制限

教員は、学校の公式行事や教育活動に関する情報発信を行う場合でも、児童生徒の個人が特定できる情報の掲載は厳に慎み、肖像権やプライバシーに配慮します。

4. 教職員への指導

教育委員会および各学校は、本ガイドラインの周知徹底と、教職員に対する適切な情報モラル教育、SNS利用に関する研修を継続的に実施してまいります。

◎保護者の皆様へのお願い

本ガイドラインは、教職員が教育活動に専念できる環境を整え、児童生徒にとってより良い教育を提供するために必要な措置です。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご不明な点やご相談がございましたら、遠慮なく学校へご連絡ください。